

シリーズごみ

第6回

シリーズごみ第6回では、主に不法投棄などについて述べていきます。

不法投棄について・・・

非常に残念なことです。南部町内において不法投棄の事例があります。多くの町民の方がごみの減量化と良好な環境を守るために一生懸命に努力されているにもかかわらず、ごく一部の心無い人の行った不法投棄により、良好な環境にごみが捨てられていることは、非常になげかわしいことです。

南部町は緑豊かなまちです。この恵まれた自然環境を次世代に受け継いでいきたいものです。しかし、不法に投棄されたごみは、南部町の美しい景観を損なうばかりでなく、環境の破壊にもつながります。

今年6月の環境月間にあたり南部町内で、6月16日に鳥取県など南部町の合同で廃棄物不法投棄パトロールを実施し、町内の現場を巡回し

て防止策を検討しました。このパトロールは南部町が鳥取県内で3番目に行い、南部町、米子警察署、西部総合事務所及び南部地域防犯パトロール協議会が合同してパトロールを実施し、不法投棄現場の確認、防止策についての検討を行うものです。

この中で、「住民の監視の目を強化する取り組みが大切」などの意見交換がありました。しかし、一番大切なのは、住民一人ひとりが、自分のごみ問題を真剣に考え、それを自分でどのように解決していくかを考え、自分で実践していくことだと思います。

職員は時間をみつけて地域をパトロールし、不法投棄であれば、鳥取県西部総合事務所生活環境局環境・循環推進課、米子警察署生活安全課と協力して解決にあたります。

不法投棄されたごみ



不法投棄現場



不法投棄現場

不法投棄されたごみのコストは・・・

南部町に不法投棄されたごみのコストはどれ位になるのでしょうか。平成17年度の不法投棄廃棄物処理費に40万6,560円必要でした。これには不法投棄されたごみのリサイクル費用も含んだものです。不法投棄されたものでもリサイクルのための費用は必要となります。また、平成18年度の現時点での処理費は、13万7,550円です。これは、不法投棄がなければ本来必要なかったものですので、貴重なお金が不法投棄の処理のために使われたこととなります。

環境の面からも、費用の面からも不法投棄は絶対やめてください。

また、不法投棄をした場合の罰則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律などに規定があり、非常に高額な金額の定めがあります。

**RPFの材料となる
軟質プラスチックなどは・・・**

平成18年10月1日から試行いたします。*1RPFの材料となる軟質プラスチックなどの分別収集は、開始直後の10月でみると、1,170

kg(発泡スチロールを含む。)の収集がありました。今後分別が浸透するにつれて収集量が増加すれば、クリーンセンターの負荷も減り、また、「広報なんぶ」10月号でお知らせしましたように、各家庭で年間数千円のお金が節約できることになりました。開始直後のために、まだ試行されていない方もいらっしゃるかと思います。思いですが、分別にご協力をお願いします。

「広報なんぶ」9月号でRPFの材料となる軟質プラスチックなどを写真入りで、10月号でRPFの材料として「不適当な」軟質プラスチックなどを写真入りで、また11月号では、分別を行うのにあたりお問い合わせのことや、特に注意すべきこと、家庭で各種のごみを処理するにあたり間違いやすい点などを記載しました。さらに「広報なんぶ」を紛失され

た方のために、11月2日発行の「情報なんぶ」で、RPFの材料となる軟質プラスチックなどを写真入りで再度掲載しています。インターネットを使える環境のある方は、南部町のホームページ、<http://www.town.nanbu.tottori.jp/p/admin/sounmuka/3>でも公開していますのでご利用ください。

乗法で予測した結果を掲載しましたが、町民のみなさんの努力により、排出量がこの予測値より大幅に下がることを期待して、「シリーズごみ」を終了します。

*1 RPF・プラスチックと紙から得られる燃料
*2 最小二乗法・理論上の方程式と実際のデータとの誤差の二乗を最小とするように方程式を決定する方法

クリーンセンターからのお願い

クリーンセンターは、可燃ごみを焼却処理するところです。分別収集が始まって10年になりますが、まだまだ徹底できていません。

収集に出されるごみ、直接持ち込まれるごみの中に、いまだに硬質プラスチック・ダンボール・新聞・雑誌・発泡スチロール・ペットボトルがたくさん含まれています。これらは、資源ごみとしてリサイクルされるもので、出される方は、『ごみ』でも、資源になるものです。

また、10月から始まった軟質プラスチックなどの分別では、可燃ごみがかなり少なくなったといった声がたくさんあります。その事によって、有料の指定袋を使う量が減るということになります。

このように、しっかり分別して頂く事によって、焼却量も減り、経費も安くなるということになります。

クリーンセンターでは、大型の可燃ごみ(剪定された木・タンスなど)はそのままでは焼却できません。またカーペットなどもそうです。必ず50cm以下に切って出されるように、ご協力をお願い致します。

リサイクルプラザからのお願い

○ スプレー缶、ガスボンベについて・・・

スプレー缶、ガスボンベにガスが残っていると、リサイクルプラザで破碎処理した際に発生する火花が残留ガスに引火し、周囲のプラスチック類に燃え広がり火災の原因となります。スプレー缶、ガスボンベを出される場合は、最後まで使いきり、屋外で穴を開けて完全にガスを抜くようにお願いします。(穴を開ける際には缶内に残ったガスが噴出する可能性がありますので、メガネなどの保護具を着用して下さい。)



破碎処理時に残留ガスに引火して火災となったものの燃え殻

○ 生ごみなどを包んだ新聞紙、広告紙について・・・

生ごみなどを包んだ新聞紙、広告紙は古紙としてリサイクルできません。可燃ごみとして処理してください。